

商工中金との提携ローン創設のご案内

- 東京都中央会・商工中金 -

このたび商工組合中央金庫では本会会員組合の組合員に対する迅速な審査手続きによる金融スキームの提供を目的に、本会から推薦を受けた組合の組合員企業を対象とした貸出商品を創設し取扱いを開始した。この制度は商工中金が組合に対する総合支援策の一環として実施している「コーポラティブ21（組合に対する総合支援策）」の支援強化の一つとして実施している「新設組合に対する中央会推薦貸出制度」「新設企業組合に対する貸出制度」に続くもの。 制度の概要は次のとおり。

提携ローンの概要

貸出対象	①「中央会の推薦を受けた組合」の組合員で業歴3年以上、かつ組合加入歴3年以上の法人 ②申込時点で商工中金との取引がないこと ③既往の取引金融機関からの借入につき延滞または返済緩和等の条件変更がないこと等
資金用途	長期運転資金
貸出限度	3,000万円以内
貸出利率	①商工中金所定の利率から0.1%優遇 ②「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会策定）添付によりさらに0.3%優遇
貸出期間	3年以内（分割返済）
担保	原則、無担保
保証人	代表者のみ

中央会による推薦の要件	①原則、組合において金融事業を実施していないこと ②組合運営が適切に行われていること ③組合役員・組合事務局とも、商品について理解していること ④組合事務処理に不安のないこと[組合員名簿の作成と、(ある場合のみ)賦課金の継続的な納入等の確認が必要]
-------------	---

問い合わせ先

提携ローンのご利用又は詳しい内容についてのお問い合わせは、下記あてにご相談下さい。

東京都中小企業団体中央会 振興課

TEL : 03 (3542) 0040 (直通)

FAX : 03 (3545) 2190

又は

最寄りの商工組合中央金庫本支店

広報室相談センター

TEL : 03 (3272) 6111

